

副
本

平成23年(ヨ)第29号
教育活動差止等仮処分申立事件
債権者 [REDACTED] 外13名
債務者 郡山市



答弁書

平成23年7月14日

福島地方裁判所郡山支部 御中

〒963-8876

福島県郡山市麓山一丁目4番3号

滝田三良法律事務所（送達場所）

電話 024-932-4039

FAX 024-933-2638

債務者代理人弁護士 滝 田 三 良



同 復代理人弁護士 門 脇



同 復代理人弁護士 石 森 雄 一 郎



同 復代理人弁護士 保 科



第1 申立の趣旨に対する答弁

1. 債権者らの申立をいずれも却下する。

2. 申立費用は債権者らの負担とする。

との裁判を求める。

第2 申立の理由に対する認否

1. 債権者らの申立の理由第1, 当事者について

(1), 同1 債権者らにつき, いずれも認める。

(2), 同2 債務者につき, 債務者郡山市の教育委員会が保育園及び幼稚園を所管していることは否認するが, その余は認める。債務者郡山市の教育委員会は, 市の小中学校のみを所管し, 保育園及び幼稚園を所管していない。

2. 同理由第2, 経緯について

(1), 同1 福島第一原子力発電所の設置につき,

概ね認めるが, 詳しくはいずれも不知。

(2), 同2 福島原発事故につき,

本年3月11日地震が発生し, 第一原発が緊急自動停止し, 地震と津波により全電源を喪失したこと, 深刻な原発事故となったこと, 大量の放射性物質が流出したことを認めるが, 具体的内容などについて詳しくはいずれも不知。

(3), 同3 福島原発事故による放射性物質の放散につき,

概ね認めるが, 詳しくは不知。

(4), 同4 国による対応につき, 認める。

(5), 同5 文部科学省における対応につき,

ア, 同(1)アにつき, 認める。

イ, 同(1)イにつき, 認める。

ウ, 同(2)につき, 「事実上修正」したものかは不知, その余は認める。

3. 同理由第3, 被保全権利について

(1), 同1 総説につき,

現状のまま学校生活を送る中で, のちに放射線障害によるガン, 白血病といつ

た疾病を発症する可能性があるのは確実であることにつき、知らないし争う。その余につき不知。

(2) 同 2 放射線が人体に与える影響につき、

ア、同(1)はじめにつき、

抽象的内容については概ね認めるが、具体的に詳しくはいずれも不知。

イ、同(2)閾値がないことにつき、

抽象的内容については概ね認めるが、その余はいずれも不知。

ウ、同(3)外部被曝と内部被曝の割合につき、いずれも不知。

エ、同(4)放射線の種類と特徴につき、いずれも不知。

オ、同(5)放射線が生体に及ぼす影響につき、いずれも不知。

カ、同(6)結論につき、知らないし争う。

(3) 同 3 「年間 1 ミリシーベルト」の根拠につき、

ア、同(1)はじめにつき、ICRP勧告の平常時の放射線量基準が、年間 1 ミリシーベルトと定められていること、被ばく限度基準につき諸説あることは認める。

イ、同(2)ICRP 2007 年勧告につき、

勧告があったことを認めるが、詳細については不知。

ウ、同(3)ECRR 2010 年勧告につき、

勧告があったことを認めるが、具体的な内容については不知。

エ、同(4)ICRP 2007 年勧告の国内制度への取り入れについてにつき、認める。

オ、同(5)国内法につき、概ね認める。

4. 同理由 4、放射線量の積算値について

(1) , 同 (1) はじめににつき, 福島県内の小中学生ばかりでなく, 県内に居住している人は, 3月11日以来, 放射線による被曝の危険に置かれていることを認めるが, その余は不知。

(2) , 同 (2) 債権者らが通学する小中学校における放射線量の積算値につき,

ア, 同ア 基準値につき, いずれも不知。

イ, 同イ 3月12日～5月25日の積算値につき, いずれも不知。

ウ, 同ウ 年間の放射線量の積算値の推計につき, いずれも不知。

(3) 同 (3) 1ミリシーベルトを超えると推計される学校につき,

ア ア, 推計の方法につき, 不知。

イ イ, 1ミリシーベルト／年を超える具体的な地点, につき, いずれも不知。

ウ ウ, 小括につき, 不知。

5. 同理由5 小括について

いずれも争う。

6. 同理由7 福島県内の児童生徒の有する権利について

(1) , 同 (1) 教育を受ける権利につき, 認める。

(2) , 同 (2) 生存権・生命に対する権利（人格的利益）につき, 認める。

(3) , 同 (3) 保健措置につき, 認める。

(4) , 同 (4) 最善の利益につき, 認める。

7. 同理由8 債務者の負う義務について

(1) , 同 (1) 安全配慮義務につき,

抽象的な安全配慮義務があることを認めるが, その余を争う。

(2) , 同 (2) 小中学校の設置場所につき,

学校教育法上に定めがあること、文部省（現文部科学省）の見解があることを認めるが、その余を争う。

(3)、同(3)結論につき、

抽象的に安全配慮義務があることを認めるが、その余を争う。

8. 申立の理由第2、保全の必要性について

(1)、同1 唯一の方法につき、争う。

(2)、同2 緊急性につき、争う。

9. 2011年7月5日付債権者準備書面(1)に対する認否

(1) 同準備書面(1) 1. 広がる放射能汚染につき、

放射能汚染が指摘されていることを認めるが、具体的な危険性については不知。

(2) 同2. 債権者らの陳述書につき、

債権者らが不安な心境でいることを認めるが、その余を争う。

(3) 同3. 疎開を認める決定を求める署名につき、

疎開を求める件で署名があったことを認めるが、その余は不知。

第3 債務者の主張

1 申立の趣旨について

債権者ら14名の本件申立の趣旨は、そもそも、①郡山市が学校施設において教育活動を実施してはいけない、あるいは、他の場所において教育活動を実施しなければならない始期、期間、②教育活動の停止の対象となる小中学校の特定、③新たに教育活動を実施すべき具体的な場所の特定、④郡山市内の小中学生は、約3万名もの児童生徒が居住しているところ、新たな教育活動を行う場合の児童生徒の割振りなどの処分内容が、具体的ではなく、あまりにも抽象的で不明確である。

したがって、債権者らは、これらの点を明らかにすべきである。

2 民事仮処分の可否

(1) 債権者らの本件申立ては、債務者郡山市に対し、区域内の小中学校教育の中止及び小中学校を一定の地域に移転して設置し、教育の実施を求めるものである。

(2) そして、債権者らの主張によれば、郡山市内のすべての小中学校の教育活動を停止し、県外に学校を設置し、教育活動を実施しなければならないこととなるが、これらの措置は、後述するとおり、債権者ら 14 名を除く郡山市内の約 3 万名もの児童生徒及びその親の教育を受ける権利、居住移転の自由、学校選択の自由を制限することとなり、その請求は、公権力の行使そのものに該当する行為を求めているというべきである。

(3) 小結

したがって、民事保全法上の仮処分をすることはできない(行訴法 44 条)。

3 保全の必要性

(1) はじめに

債権者らは、子供に生ずる著しい健康被害及び急迫の危険を避けるため、本件仮処分が必要である旨主張する。しかし、以下のとおり、保全の必要性は認められない。

(2) 郡山市における教育活動による、放射線の健康に対する影響が必ずしも明らかではないこと

ア　　債権者らは、国際放射線防護委員会（通称「ICRP」。以下「ICRP」という）の、平常時の一般公衆の線量基準である年間 1 ミリシーベルトを基準に、児童生徒への健康への影響及び保全の必要性を主張す

る。

しかしながら、人間の健康面から許容される被ばくの限度基準や影響力については、諸説あり、現在、具体的に、郡山市内において教育活動を実施すること自体に起因して、どの場所で、どの程度、どれだけの数の児童生徒の健康に、どのような影響が生じるかは必ずしも明らかではない。

(3) 債務者郡山市は、国及び文部化科学省の指針に従い、被ばく線量低減化のための措置を講じていること

ア 文部化科学省は、ICRPの事故収束時の基準を適用し、年間1～20ミリシーベルト、1時間当たり3.8マイクロシーベルトの数値を屋外活動制限の基準として提示し、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指す対応を発表している（甲8、乙1）。

イ そして、現在、債務者郡山市は、国の定める避難区域にも計画区域にも指定されていないが、文部化科学省の対応に応じ、年間1ミリシーベルト以下を目指すため、以下のような、様々な対応をとっており、郡山市の児童生徒の教育活動実施中の被ばく線量は、3月11日以降の福島原発事故発生直後と比較して軽減化している。

(ア) 表土除去等工事

a. まず、郡山市は、上記イの指針に従い、被ばく線量低減化のため、他の市町村に先立って、小中学校の校庭の表土除去工事、校庭整地工事に着手し、校庭上の線量を著しく軽減させている（乙2）。

b. なお、債権者らの主張する、年間積算値は、これら表土除去等工事の実施前に試算されたものであり、正確な積算値の計算とはいえず、

実際には、債権者らの主張する数値より低い数値となる。

(イ) その他の放射線量軽減化措置

また、郡山市内の小中学校においては、校舎周辺の除染活動、屋外活動の時間制限、校庭や校舎内の放射線量測定モニタリングなどを積極的に行い、児童生徒の放射線量被ばく量を軽減させつつ、暑さ対策のため扇風機の設置や、林間学校の計画など、児童生徒に対して充実した教育を提供するための可能な限りの施策を講じている（乙3乃至乙7）

ウ 小結

したがって、このような被ばく線量低減化のための措置や、今後の措置も考慮すれば、郡山市内の児童生徒が、債権者ら主張の積算値のとおり被ばくするものとは限らず、本件保全の必要性緊急性は、認められない。

(4) 集団疎開のみが唯一の方法とはいえないこと

ア 債権者らは、集団疎開のみが唯一の方法であると主張するが、各債権者の家庭において、自主的に、避難、転校することは、何ら妨げられていない。

イ また、児童生徒にとって、家庭教育と学校教育の両者が相まって成長を促されるものであることから、債権者らが主張する集団疎開の内容は極めて不明確であるが、仮に、学校のみ遠方へ移すのであれば、児童生徒の精神的不安定を生む以外の何ものでもない。

ウ そして、仮に、債権者らが主張するように、空間線量率測定値の平均値が、0.2マイクロシーベルト時以上となる地域が、県内一体に存在し、郡山市内の約3万名の児童生徒を、債権者らの申し立てのとおり県

外へ避難させ、教育を実施させなければならないとすると、学校の設置場所、設置方法につき、その生徒の割当、教師の確保等の様々な現実的問題が生じ、かえって、児童生徒にとって精神的負担を与える、その親に対して遠距離通学等による経済的負担を強い、さらには、債務者郡山市が現状において提供している高い教育水準を維持することが、ハード面、ソフト面ともに困難となり、教育上好ましい結果を生じないこととなる可能性が高い。

エ　　したがって、債権者らが主張する集団疎開は、現実的な対応ではない。

(5) 小結

以上より、保全の必要性は認められない。

4 被保全権利が認められること

(1) 債権者らの主張の要点は、①教育を受ける権利（憲法26条1項）、②生存権・生命に対する権利（憲法25条1項、13条後段）、③保健措置義務（学校教育法12条）を根拠に、債務者郡山市が児童生徒の生命・身体・健康を守るために必要な措置を取る「安全配慮義務」を負い、その一環として、債務者郡山市が、区域内の小中学校教育を中止及び小中学校を一定の地域に移転して設置して教育を実施する法的義務を負う旨主張している（申立書第3の7、8項。23頁乃至26頁）。

(2) しかしながら、以下のとおり、債務者郡山市は、債権者らの主張するような抽象的権利義務（①ないし③）の存在を争うものではないが、そのような権利から、債務者郡山市が、区域内の小中学校教育を中止及び小中学校を一定の地域に移転して設置して教育を実施する具体的法的義務を負うものではない。

(3) 理由

ア 教育を受ける権利

憲法上、国民には「教育を受ける権利」が保障されているが（憲法26条1項），同権利をもって、直ちに、債務者郡山市が教育活動を停止し、かつ、児童生徒を集団疎開させ区域外にて教育活動を実施する具体的義務を根拠づけることはできない。

そもそも教育を受ける権利は、「法律の定めるところにより」、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有するものとされる（憲法26条1項）。

そして、以下のとおり、法律上、債務者郡山市が教育活動を停止し、かつ、児童生徒を集団疎開させ区域外にて教育活動を実施する具体的義務までは認められない。

イ 小中学校の設置義務

学校教育法は、憲法26条1項の規定を受け、小学校の設置義務について、「市町村は、その区域内にある学童児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない」と定め（同法38条），中学校の設置義務についても、同条を準用している（同法49条）。また、同法40条は、同法38条によることを不可能または不適当と認めるときは、教育事務を他の市町村等に委託することができる旨を定めている（なお、中学校につき49条により準用）。

したがって、学校教育法は、各市町村が、あくまでその区域内に小中学校を設置して、区域内の児童生徒の教育を実施することを予定していることは明らかであり、債務者郡山市が、区域内の小中学校教育を中止

し、児童生徒を集団疎開させるなどして区域外にて教育活動を実施する義務はない。

ウ 例外的義務としても認められないこと

(ア) やむを得ない高度の必要性がないこと

現時点では、債務者郡山市において、小中学校教育を実施することにより、約3万名の児童生徒が、どの程度の健康被害を受けるかについては、必ずしも明らかではないことからすれば、法律の定めなく、例外的に、区域内の小中学校教育を中止し、児童生徒を集団疎開させ区域外にて教育活動を実施する「やむを得ない」高度の必要性までは認められない。

(イ) 債権者14名を除く約3万名の児童生徒及びその親の教育を受ける権利、居住移転の自由、学校選択の自由の侵害となること

a. 次に、法律に定めのない、小中学校の区域外設置という例外的措置を実施するか否か、またその具体的な内容の決定については、当然、市町村に効果裁量が認められるべきものである。

b. そして、国民は、居住移転の自由（憲法22条1項）を有している。

c. また、親は、子の将来に対して最も深い関心を持ち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子の教育に対する一定の支配権、すなわち子の教育の自由を有すると認められ、このような親の教育の自由の一環として、学校選択の自由を有している（最高裁昭和43年（あ）第1614号同51年5月21日大法廷判決・刑集30巻5号615頁参照）。

d. 平成23年3月11日の東日本大地震以降、福島県内では、県外に避難する者が多数いたが、平成23年5月16日付集計結果によれば、警戒区域や避難区域とはなっていない債務者郡山市の全小中学校には、なお約3万名の児童生徒が在籍している（乙8）。そして、自主避難しない理由は家庭により様々であり、その児童生徒及びその親の全員が債権者らと同じく疎開を求めているかは、必ずしも明らかではない。なお、甲18号証は、債務者郡山市の全児童生徒及びその親の意思を反映するものではない。

e. したがって、債権者らの求めるとおり、債務者郡山市が、その区域内における小中学校教育を中止し、児童生徒を集団疎開させ区域外にて教育活動を実施することとなれば、かえって、債権者ら以外の児童生徒の、郡山市内において教育を受ける権利及び児童生徒の親の学校選択の自由、ひいて遠方の小中学校への通学を強いられる結果、児童生徒を持つ家庭が引越を余儀なくされ、その居住移転の自由が著しく制限されることは明らかである。

債務者郡山市に効果裁量が認められるとしても、郡山市民の権利利益を著しく侵害する形での措置が裁量の逸脱濫用となることは明らかである以上、債務者郡山市に、債権者らの主張する具体的義務は認められない。

f. むしろ、上記イ記載のとおり、小中学校は、その区域内に小中学校を設置し、教育を実施することが原則であることも併せ考慮すれば、債務者郡山市の負うべき義務は、郡山市内に在住する児童生徒の教育を受ける権利に応えるべく、児童生徒の郡山市内の教育現場

における児童生徒の被ばく量の低減化を図りつつ、区域内において教育活動を実施すべき義務であり、債権者らの主張する義務までは認められない。

(ウ) 債権者の主張する義務が不明確であること

そもそも、債権者らの主張する義務は、いつからいつまで、具体的にどの小中学校の教育を中止、どの場所に新たに小中学校を設置し、児童生徒の割振りをどのようにするのかなど、具体的な内容が極めて不明確であり、債務者郡山市に対し、無理を強いかねない内容であることから、到底認められるものではない。

エ 生存権・生命に対する権利、保健措置等について

以上と同様に、生存権（憲法25条1項）、生命に対する人格的利益（憲法13条後段）、保健措置（学校教育法12条）からも、債務者郡山市に、債権者らの主張する義務は、認められない。

オ 小括

以上のとおり、郡山市が教育活動を停止し、かつ、児童生徒を集団疎開させ、区域外に学校を設置するなどして教育活動を実施する義務は認められない。

(4) 結語

以上のとおり、申立人の主張する債務者の義務は認められない。

5 結語

よって、債権者らの申立ては、いずれも却下されるべきである。

疎明資料

乙第1号証

通知「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける

線量低減に向けた当面の対応」

- 乙第2号証 表「郡山市立小中学校 校庭簡易放射線測定記録」
- 乙第3号証 通知「平成23年度新学期開始にあたってのお知らせ」
- 乙第4号証 通知「環境放射線モニタリングに基づく教育活動」
- 乙第5号証 通知「5月からの屋外活動について」
- 乙第6号証 通知「平成23年度衣替え等の取扱い」
- 乙第7号証 表「窓開閉時の簡易放射線測定一覧」
- 乙第8号証 表「平成23年度郡山市立小中学校児童数集計」

添付書類

1 委任状 1通

2 乙号証の写し 各3通

以上